

奈良県告示第百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、大和郡山九条土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和七年七月二十五日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	稲田 晴紀	大和郡山市九条町六八〇
〃	谷口 勝弘	〃 七〇三
〃	小中 一弘	〃 二四
〃	寺井 知孝	〃 七〇七
〃	若杉 進	〃 七〇二
〃	中村 友彰	〃 七〇一
監事	山中 常男	〃 六六六
〃	大西 秀男	〃 七〇四

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	稲田 晴紀	大和郡山市九条町六八〇
〃	谷口 勝弘	〃 七〇三
〃	小中 一弘	〃 二四
〃	寺井 知孝	〃 七〇七
〃	若杉 進	〃 七〇二
〃	中村 友彰	〃 七〇一
監事	山中 常男	〃 六六六
〃	吉岡 裕子	〃 六七七